

令和6年度 省エネセミナー 御前崎市の取り組み (事業者向け)

総務部 エネルギー政策課

御前崎市のエネルギー政策

☆御前崎市エネルギービジョン

御前崎市における計画的なエネルギー施策の展開の方針を示す計画。

基本方針1 エネルギーを地域で“活かす”

地域の特性を活かした御前崎らしい地域産業として、多様なエネルギー事業が展開されることを期待し、地域事業者等と連携した取り組みを実施します。

基本方針3 エネルギーを賢く“使う”

地域の歴史や景観、市民の生活環境に配慮しつつ、強靱で安心・安全なまちを実現するためのエネルギー構造の高度化に取り組みます。

エネルギーのまちとしての「新たな将来像」

未来へつなぐ エネルギーのまち 御前崎

基本方針2 エネルギーのまちを魅力的に “見せる”

本ビジョンの取組を取りまとめ、市全域の取組としてプロモーション活動を展開します。

基本方針4 エネルギーを深く“知る”

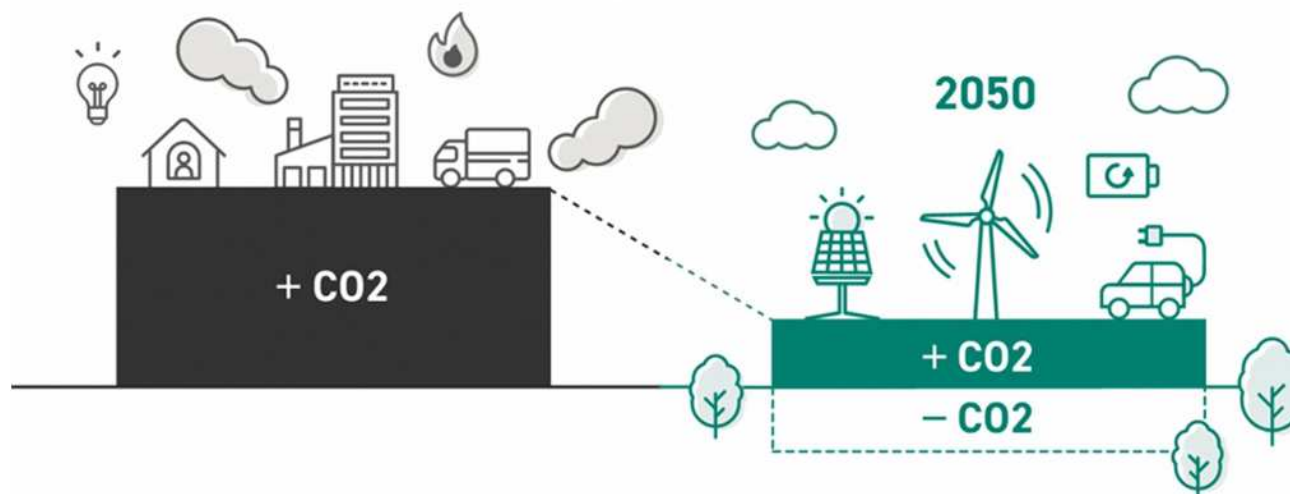
市民や事業者のエネルギーに対する理解を促進し、エネルギーのまちとしての機運醸成に取り組みます。特にエネルギー教育や学習に積極的に取り組みます。

国のエネルギー政策～2050年カーボンニュートラルに向けて～

☆カーボンニュートラルとは

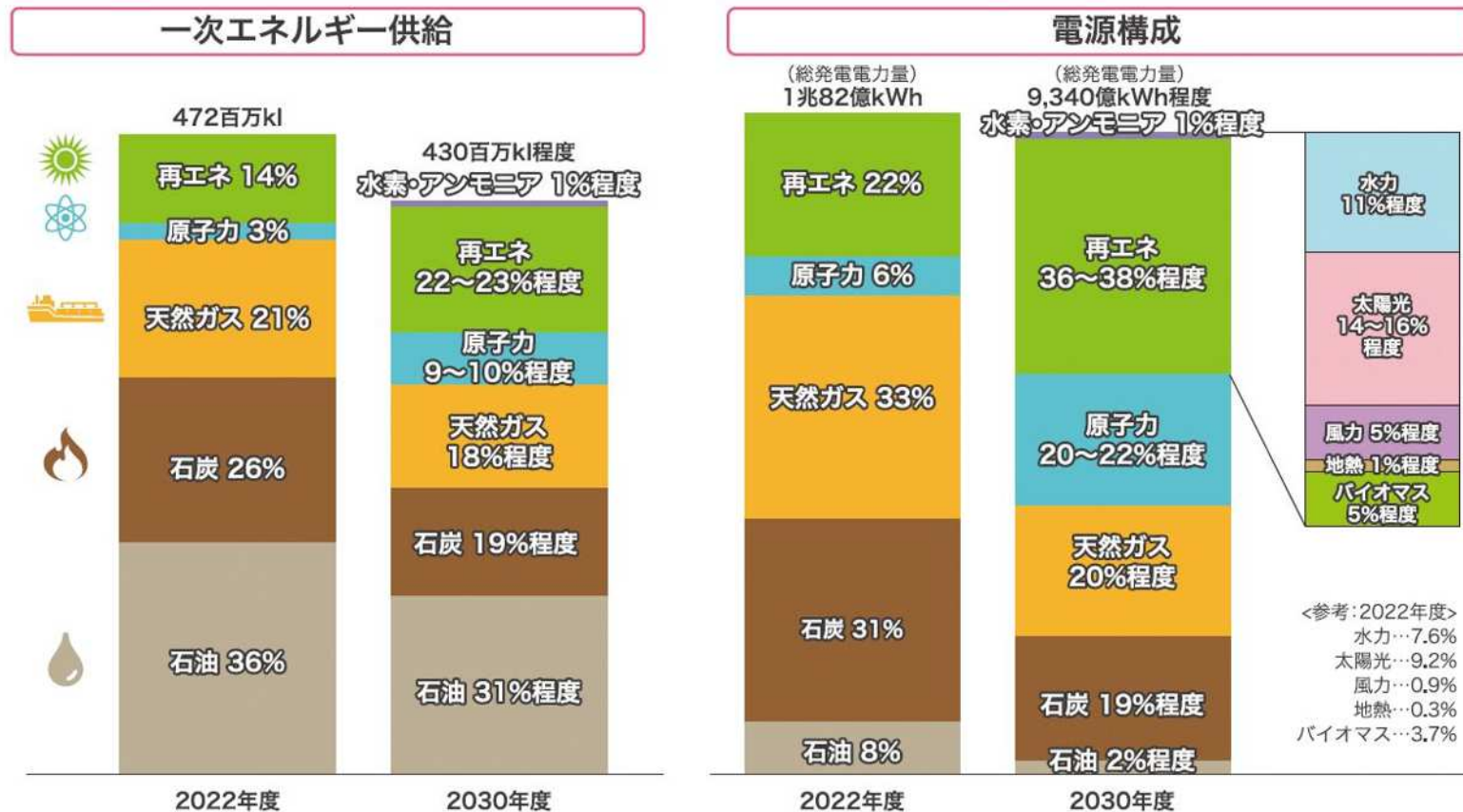
2020年10月、菅内閣総理大臣は「**2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す**」ことを宣言。

「排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。



国のエネルギー政策～エネルギー基本計画～

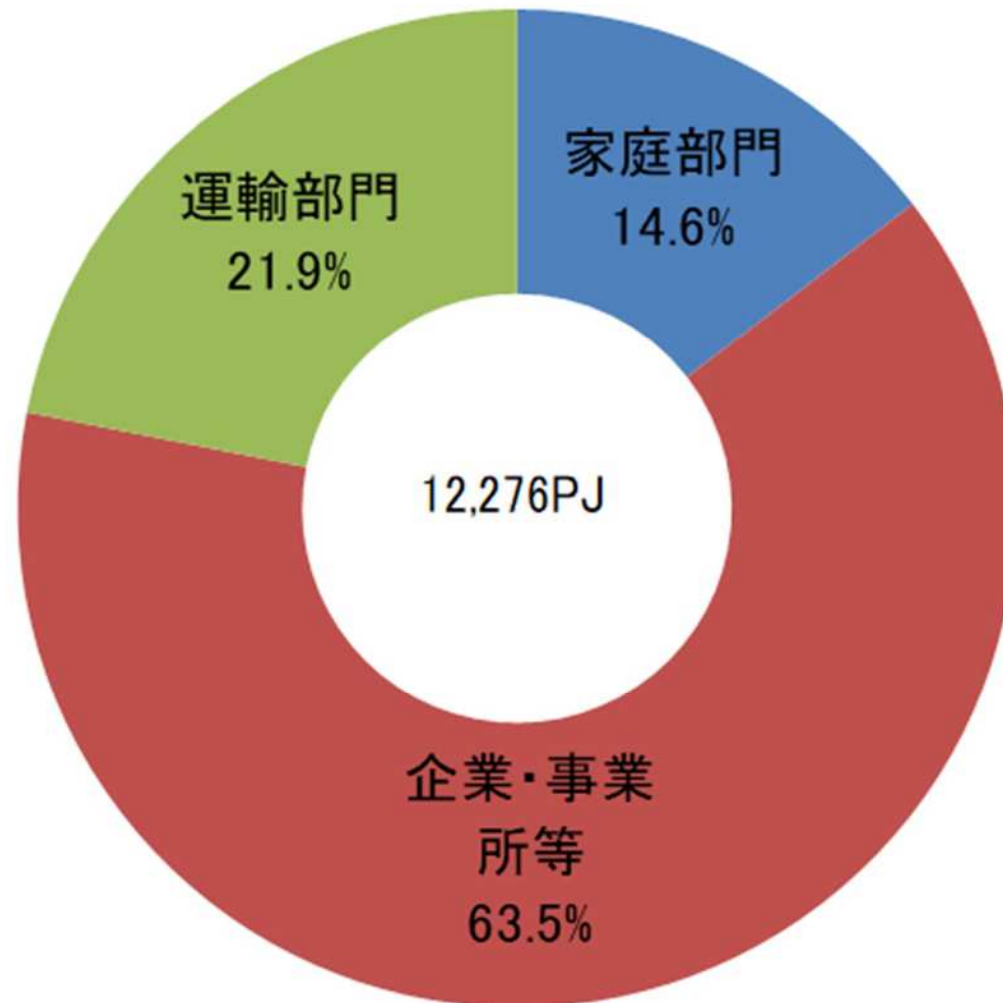
☆ 2030年度におけるエネルギー需給の見通し（エネルギーミックス）



出典: 資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」の2022年度速報値、
2030年度におけるエネルギー需給の見通し(関連資料)



国内のエネルギー消費の各部門別比率

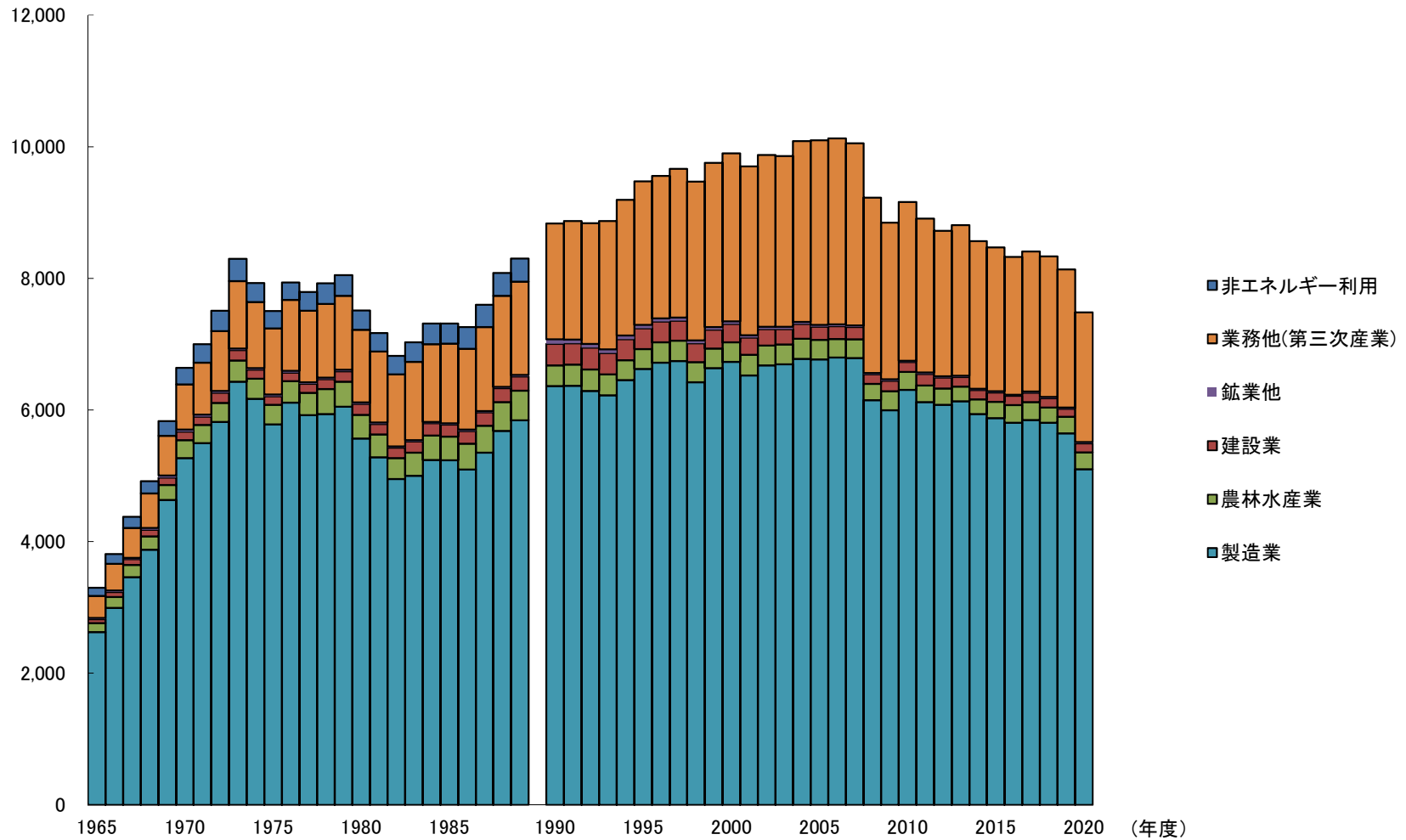


出典:資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」を基に作成



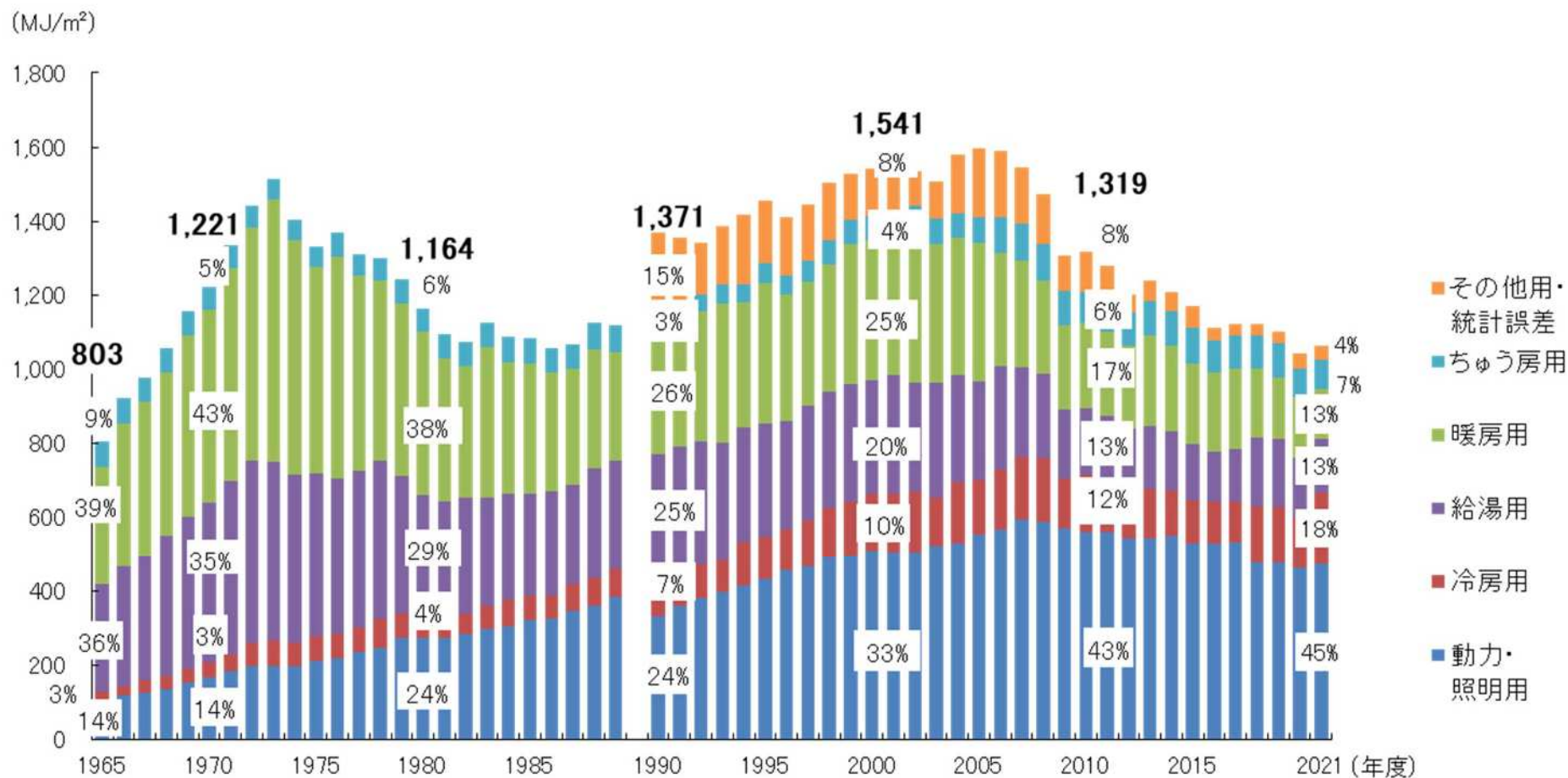
産業部門における事業ごとのI初キ^g-消費内訳

(PJ)



出典：資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」を基に作成

産業部門における用途別エネルギー消費の内訳



出典：日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧」、資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」を基に作成

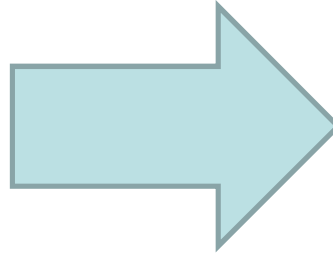


設備の省エネ化とは？



蛍光灯（40W相当）
消費電力：43W

照明のLED化



蛍光灯（40W）と同等の明るさ
消費電力：16W

水銀灯
消費電力：400W

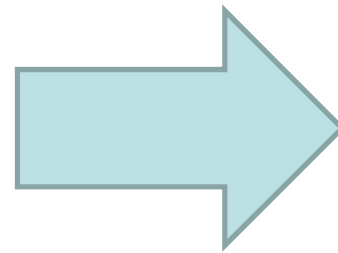


水銀灯と同等の明るさ
消費電力：100～130W

LED化するだけで照明設備は**60～70%程度**の消費電力量の削減となる！



2011年製造品
消費電力量：約1560kWh/年



設備の老朽化対策



2023年製造品
消費電力量：約1170kWh/年

古い設備を新しくするだけでも**20～30%程度**の省エネとなる！

上記のように**設備更新だけでも十分な効果**が見込める！



ソフト面での省エネ化とは？

大対策

- ・事業者として省エネ計画の作成を行う
- ・省エネ化のための社内ルールを作成する等

中対策

- ・部署ごとのルール決め
- ・設備ごとの運用改善マニュアルの作成等

小対策

- ・個人個人の意識改革
(①照明は必要な箇所だけつける
②必要がない設備の電源は切る
③空調の温度の調整等)

家庭で行っている**普通の節電程度**でも、
事業者次第で大きな省エネ効果を及ぼすことがある！



省エネ診断に対する補助

令和6年度 御前崎市

省エネルギー診断補助金

省エネ診断を実施してエネルギー使用状況や設備の運営管理状況を調査！



紹介ページQRコード

電気やガスの使用量を見える化
→経営者・従業員の意識が変わります

専門家からのアドバイス
→設備改修のコツ、補助金の情報がわかります

省エネ診断のメリット

経費の無駄に気が付く
→経営改善に繋がります

温室効果ガスの削減
→環境への貢献をPRできます

- 診断料 無料**
診断料に相当する額(消費税・振り込み手数料は対象外)千円未満切り捨て
- 診断対象事業者**
・市税の滞納がないこと
・年間エネルギー使用量1,500kL未満の事務所
・市内に事業所を有し、次の(ア)・(イ)のいずれかを満たす法人又は個人事業主
- | 業種 | 資本金の額又は出資の総額(ア) | 常時使用する従業員数(イ) |
|-----------------|-----------------|---------------|
| 製造業(運送業・建設業を含む) | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |



●手続きの流れ

診断受診

➡

補助金申請

➡

振り込み

①一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断または省エネお助け隊が実施する省エネ診断を受診。
②受診・診断料支払い後に御前崎市省エネルギー診断補助金の申請をしてください。
【必要提出書類】
・省エネルギー診断補助金交付申請書(様式第1号)
・省エネルギー診断に係る領収書の写し
・省エネルギー診断の結果報告書の写し
③書類審査後、交付確定通知と請求書が送付されますので、提出後補助金の振り込みとなります。

こちらから電子申請ができます。
ぜひ、ご利用ください！！

【お問い合わせ先】御前崎市役所 エネルギー政策課
TEL: 0537-85-1134

一般財団法人省エネルギーセンター【省エネ最適化診断】

●診断メニュー

診断メニュー	年間エネルギー使用量目安(原油換算)	料金(税込)
A診断: 専門家1人診断	300kL未満	10,670円
B診断(※1): 専門家2人診断(説明会は1人)	300kL~1,500kL未満	16,940円
大規模診断(※2): 事前打合せ+ 専門家2人診断	1,500kL以上	23,760円

※1ボイラーや大型空調機等、熱を利用する設備を多数お持ちの事業所や、比較規模の大きな事業所等
※2大規模診断は、診断対象者のうち、中小企業のみ該当する事業者を対象とするメニュー

●特徴
・エネルギーの無駄を総合的に判断
・費用の掛からない運用改善を優先的に提案
・運用改善、投資改善について、診断先に最も効果的な改善内容を10項目ほど提案
・脱炭素へ向けて再エネ提案も実施

【お問い合わせ先】
一般財団法人省エネルギーセンター <https://www.shindan-net.jp/>
TEL: 03-5439-9732
受付期間: 10:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日を除く)



省エネお助け隊【省エネ診断】

●診断メニュー

診断メニュー	料金(税込)	プラン選択について
1名診断	10,120円	基本的には1名診断にて実施可能です。
2名診断	15,400円	4階建て以上の事業所等、規模が大きい場合については2名診断も選択可能です。

●特徴
・運用改善・設備更新等の省エネ取組を実施することを念頭に置いた省エネ診断
・省エネ取組内容に応じ、経営の専門家が省エネの専門家と連携して支援
・複数事務所を有する法人は、同一年度内に複数事業所の診断を受けることも可能
・年間エネルギー使用量100kL未満の小規模事業者への省エネ診断実績も豊富

【お問い合わせ先】
一般社団法人環境共創イニシアチブ <https://www.shoene-portal.jp/>
TEL: 03-5565-3970
受付期間: 10:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日を除く)
又は、省エネお助け隊静岡地区担当: 中東遠タスクフォースセンター TEL: 0537-23-4675(9:00~17:00(土日祝日を除く))



中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金【省エネクイック診断】

●診断メニュー

診断メニュー	設備対象	料金(税込)
まるっとプラン	1プラン、原則3設備まで	16,500円
設備単位プラン	1設備の場合 2設備の場合	1設備のみ診断します。 2設備組み合わせて診断します。 5,500円 11,000円

診断対象設備: 空調設備、照明設備、ボイラ・給湯器、コンプレッサ、変電設備、デマンド、冷凍冷蔵設備、生産設備、給排水・排水処理、工業炉

●特徴
・エネルギーコストが気になる設備から短時間で診断可能※1設備のみの診断も可能
・設備、機器の最適な使い方の提案、温度、照明等の設定値の最適化
・各設備のエネルギー使用量を把握することで、コスト意識の醸成や設備更新の判断材料とすることが可能

【お問い合わせ先】
一般社団法人環境共創イニシアチブ <https://shoeshindan.jp/guide/>
TEL: 0570-010-151
受付期間: 10:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日を除く)
又は、省エネお助け隊静岡地区担当: 中東遠タスクフォースセンター TEL: 0537-23-4675(9:00~17:00(土日祝日を除く))



・交付金額
市の全額負担
(消費税や手数料は対象外)
※診断後の支払いとなるため注意。

・対象事業者
市内に事業所を有する
エネルギー使用量が
年間1,500kL未満の
事務所
※詳細はチラシを参照

・募集期間
令和6年度内
※予算に限りがあるため、なるべく早めの申請をお願いします。

相談・申し込み: 一般社団法人 中東遠タスクフォースセンター
電話: 0537-23-4675



省エネルギー診断補助金 R5実績

概要	令和5年度より市内事業者の省エネルギー取り組みを効率的に進めるため、省エネルギー診断受診の促進を図る。省エネルギー診断に要した経費の一部を市が補助する。(予算額30万円)
対象要件	市内の中小企業者又は個人事業主
補助額	診断料に相当する額 (消費税・振込手数料は対象外、千円未満切り捨て)



実績	○申請状況：11事業所・79,000円 申請内訳：設備単位プラン9事業所12設備 まるっとプラン2事業所
----	--

【診断結果】	対象設備区分	件数	対象設備区分	件数
対象設備区分	空調設備	5件	照明設備	9件
	ボイラ・給油設備	-	工業炉	-
	受変電設備	1件	冷凍冷蔵設備	2件
	コンプレッサ	2件	生産設備	-
	給構水・排水処理	-	デマンド	-

削減効果	【診断結果を基に設備更新した場合の削減効果】 電力削減量：96,973kWh/年、CO ₂ 削減量：47.79 t -CO ₂ /年
------	---



省エネ設備導入に関する市の補助事業

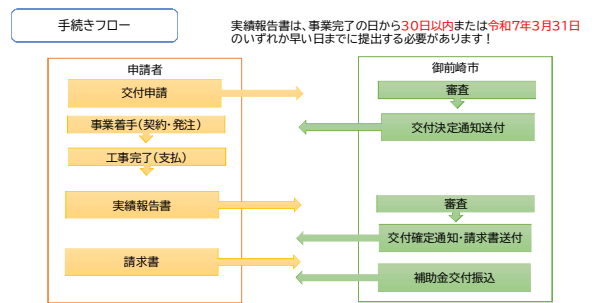
令和6年度 御前崎市
**中小企業者省エネルギー
 GX推進事業費補助金**
 省エネ診断で提案された省エネ設備導入で
最大 50万円
 補助金が得られます。(補助率1/3以内)

補助金概要	
補助対象者	・令和2年度以降に省エネルギー診断を受診した中小企業者等 <small>※省エネ診断は一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断と省エネお助け隊が実施する省エネ診断</small>
補助対象事業	・御前崎市内に事業所を所有し、市税の滞納のないもの 省エネルギー診断を受診した事業所において 省エネルギー設備を導入する事業 <small>(令和7年3月31日までに完了するもの)</small>
申請期限	令和6年10月31日(木) ※郵送の場合は 必着
補助対象設備	

高効率空調 <small>・業務用エアコン(ガスヒートポンプエアコン/チンクグユニット) ・家庭用エアコン(ガスヒートポンプ)</small>	業務用給湯器 <small>・業務用ヒートポンプ給湯機(熱源回収型給湯機/ガス・石油)</small>
産業ヒートポンプ <small>・空冷ヒートポンプ(空冷)・業務用給湯機(ヒートポンプ)・産業用ヒートポンプ ・熱風ヒートポンプ・熱風発生ヒートポンプ・熱風発生用ヒートポンプ</small>	高性能ボイラ <small>・凝縮ボイラ/凝縮ボイラ</small>
高効率コージェネレーション <small>・高効率コージェネレーション</small>	低炭素工業炉 <small>・燃焼式/電気加熱式/誘電加熱式</small>
冷凍冷蔵設備 <small>・電圧方式冷凍機/電圧方式冷凍機/冷凍機/冷凍機/冷凍機 ・コージェネレーション/コージェネレーション</small>	変圧器 <small>・変圧器/変圧器/変圧器</small>
LED照明器具 制御機能付きLED照明器具 <small>・制御機能付きLED照明器具/制御機能付きLED照明器具/制御機能付きLED照明器具 ・制御機能付きLED照明器具/制御機能付きLED照明器具/制御機能付きLED照明器具</small>	産業用モータ <small>・産業用モータ(産業用モータ/産業用モータ/産業用モータ) ・産業用モータ(産業用モータ/産業用モータ/産業用モータ)</small>

※本補助金は令和7年度までの事業となります。

補助額 補助対象経費の1/3以内の額 (千円未満切り捨て) **50万円** 上限
※設計費、機械装置等購入費、工事費の合計(消費税は対象外)



- 申請に必要な書類
- 【交付申請】**
 ①交付申請書(様式第1号)
 ②補助事業計画書(様式第2号)
 ③補助事業収支予算書(様式第3号)
 ④事業所向辺の地図
 ⑤申請者が法人にあたっては登記事項証明書又は個人事業主にあたっては個人事業の開業届出書の写し若しくは住民票の写し
 ⑥事業所の全体配置図
 ⑦省エネルギー診断の結果報告書の写し
 ⑧現有の設備及び補助事業により導入する設備の配置図
 ⑨補助事業により導入する設備の仕様を確認することができる書類
 ⑩現有の設備の写し
 ⑪補助事業に係る契約書又は見積書の写し
- 【実績報告】**
 ①完了報告書(様式第6号)
 ②補助事業実績報告書(様式第7号)
 ③補助事業収支決算書(様式第8号)
 ④補助事業により導入した設備の設置状況が確認できる写真
 ⑤補助対象経費の支払を証する書類の写し
- 【注意事項】**
 ・補助金の申請については、基本的に1つの省エネ診断結果につき1回限りの申請となります。
 (省エネ診断結果報告書で複数の対策が提案されている場合条件を満たせば、1つの対策のみを実施するとして申請することも、複数の対策を実施するとして申請することも可能ですが、補助金の申請については、同一省エネ診断結果につき1回限りとなります。)
 ・補助金交付決定後、契約・発注等を行い工事着手してください。
 ・実績報告書の提出期限は、補助事業完了した日から起算して30日を経過する日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに提出する必要があります。
 (そのため令和7年3月31日までは、工事及び支払いが完了している必要があります。)
- こちらから電子申請ができます。
 ぜひご利用ください！
- 【お問い合わせ先】 御前崎市役所 エネルギー政策課
 TEL:0537-85-1134

・交付金額
 通常枠 上限 50万円
 (補助率:3分の1以内)
**※予算の限りとなるため、
 なくなり次第終了**

・補助対象
 令和2年度以降に省エネルギー診断を受診した中小企業者等

・対象事業
 省エネルギー診断の結果に基づいて設備導入を行う事業

・募集期間
 令和6年4月1日 ~
 令和6年10月31日まで

担当課:御前崎市エネルギー政策課
 電話:0537-85-1134



中小企業者省エネルギーGX推進事業費補助金 R5実績

概要	省エネ化を図るために実施する設備導入や設備更新に対して補助金を交付する。(予算額350万円)
対象要件	省エネ診断を実施済みの中小企業等において、省エネルギー設備を導入する事業
対象設備	市内の事業所において実施する省エネ設備(設備の改修や更新により、二酸化炭素の排出量が削減となる設備をいう)の導入や更新を補助対象事業とする。 対象となる省エネ設備は以下のとおり ○「先進的省エネルギー投資促進支援事業」(一般社団法人環境共創イニシアチブが実施)の(C)設備導入事業における対象設備のうち、ユーティリティ設備に区分されている設備 ・高効率空調、高性能ボイラ、変圧器、産業ヒートポンプ、高効率コージェネレーション、業務用給湯器、産業用モータ、低炭素工業炉、冷凍冷蔵設備、制御機能付きLED照明器具 ・LED照明設備
補助額	対象経費の1/3以内(上限50万円)
実績	○申請状況: 8件・2,765千円 (内7件が県の省エネ補助金を併用) ○対象設備区分 照明設備6件・空調設備3件・ 冷凍冷蔵設備2件・コンプレッサ2件
削減効果	電力削減量: 88,446kWh/年、CO ₂ 削減量: 36.7 t-CO ₂ /年



<設備更新前>



LED化



<設備更新後>



省エネ設備導入に関する県の補助事業

令和6年度静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業

脱炭素経営の取組に向けた省エネ設備導入を支援します

静岡県地球温暖化防止条例第12条第2項に定める「温室効果ガス排出削減計画制度」に該当する県内の中小企業等の脱炭素化、省CO2性の高い設備等の導入を支援します！

＜補助金の交付額＞

(通常枠) 上限 **200** 万円/下限 **20** 万円
(補助率 補助対象経費の3分の1以内)

(特別枠)^{*} 上限 **600** 万円/下限 **20** 万円
(補助率 補助対象経費の2分の1以内)

＜対象事業者＞

県内外に設置する工場・事務所・その他事業場全体での年間エネルギー使用量が原油換算で1,500㎏に満たない
法人及び個人事業主

※会社・個人事業主の場合は、中小企業等経営強化法の中小企業者が対象となり、資本金・従業員数に基準があります。

① 複数事業者による共同実施や、ファイナンスリース契約可



＜対象設備＞

申請者が所有する建物（県内の工場・事務所・その他事業場）に設置する
空調・給湯・照明設備・生産設備等
かつ、既存の設備の更新（入替）で、導入前と比べてCO2排出量を**5%以上削減**できる設備

※特別特

当該設備が省エネ設備として、次のいずれかの特典が認められること。
・CO2削減率10%以上を達成すること。
・省エネ率（省エネ率）が20%以上であること。（省エネ率）
・省エネ率（省エネ率）が10%以上であること。
※昨年度との主な変更点
・材料や施工費が25%以上削減されたこと。
・材料や施工費が25%以上削減されたこと。
・省エネ率（省エネ率）が10%以上であること。

まずは相談！
サポートします
(無料)

＜省エネ相談できます＞

補助金の内容や申請の作成方法などを含め、省エネ対策全般の相談を受け付けています。
条件の詳細など、省エネ相談窓口まで、お気軽にご連絡ください。

【しずおか省エネ相談窓口】

① 支援内容：省エネ診断、削減計画の策定、エコアクション21取組相談等 ② 事業者負担：無料
③ 詳細・申込書はこちら ▶ https://www.siz-kankyou.jp/sizhojo_ressou.html
④ お問い合わせ：一般社団法人静岡県環境資源協会
E-mail shoene@siz-kankyou.or.jp / TEL 054-270-6165 (受付時間 平日 10時～12時、13時～17時)

＜補助対象となる経費・設備＞

経費区分の範囲は、①設計費 ②設備費 ③工事費 です。設備等の範囲は以下の通りです。

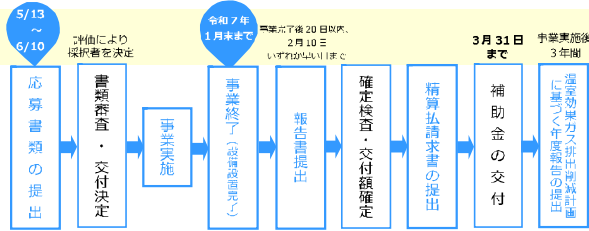
- 空調設備等：ビル用マルチエアコン、パッケージエアコン、ルームエアコン
- 省エネ型の第1種換気設備 等
- 給湯設備：給湯器、ポイラ
- 照明設備：LED等
- 冷凍冷蔵設備
- 産業用ボイラ（蒸気ボイラ、温水ボイラ）
- 産業用モータ（ポンプ、送風機、圧縮機等）
- 電気設備：変電設備
- BEMS、FEMS、測定器
- 再生設備

▶ 当該申請書に限らず、その他経費も補助対象となり、経費については、ホームページ掲載の応募要領をご確認ください。

【温室効果ガス排出削減計画制度】

・省エネなどの建替化対策に効果的に取り組むため、事業所全体でのエネルギーの使用量や排出削減等を見える化して目標とし、3年間の対策目標を定めた計画を作成し、毎年更新すること。
・削減率10%以上の削減率（省エネ設備導入）を有した、事業所全体での削減に貢献する温室効果ガス削減のための計画を提出していただく必要があります。

＜事業スケジュール＞



＜募集期間＞5月13日(月)～令和6年6月10日(月)

※募集終了後、締めを行い、採択の発表をホームページにて行います。

＜事務局＞

一般社団法人静岡県環境資源協会

応募要領・提出様式等詳細はこちら ▶ https://www.siz-kankyou.jp/sizhojo_r6.html

お問い合わせはこちら ▶ E-mail sizhojo@siz-kankyou.or.jp

TEL 054-270-6165 (受付時間 平日 10時～12時、13時～17時)

・交付金額

通常枠 上限 **200** 万円
下限 **20** 万円
(補助率:3分の1以内)

特別枠 上限 **600** 万円
下限 **20** 万円
(補助率:2分の1以内)

・対象設備

空調・給湯・照明・生産設備等であって、導入前と比べCO2排出量が5%以上削減される設備

・募集期間

令和6年5月13日 ~
令和6年6月10日

相談窓口：一般社団法人静岡県環境資源協会
電話：054-270-6165

省エネ設備導入に関する国の補助事業

事業区分	事業概要	省エネ効果の要件	経費	補助率	補助金限度額
(I) 工場・事業場型 <small>※従来のA類型（先進事業）とB類型（オーダーメイド型事業）</small> 生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助	工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。	①省エネ率+非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量+非化石使用量：700k以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上 先進要件 ①省エネ率+非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量+非化石使用量：1,000k以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上	設備費 ・ 設計費 ・ 工事費	中小企業等 1 / 2 以内 <small>（先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、</small> 2 / 3 以内) 大企業・その他 1 / 3 以内 <small>（先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、</small> 1 / 2 以内)	【上限】15億円/年度 （非化石転換は20億円/年度） 【下限】100万円/年度 <small>※複数年度事業の上限額は20億円（非化石転換は30億円） <small>※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は30億円（非化石転換は40億円）</small> </small>
(II) 電化・脱炭素燃転型 <small>※R5補正で新設</small> 主に中小企業の活用を念頭に、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助	化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。 対象設備は(III)設備単位型で指定される下記設備のみ。 ①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 （ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ）	設備費 （電化の場合は付帯設備も対象）	1 / 2 以内	【上限】3億円 （電化の場合5億円） 【下限】30万円
(III) 設備単位型 <small>※従来のC類型（指定設備導入事業）</small> より中小企業が使いやすいよう、リストから選択する機器への更新を補助	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること。	設備費	1 / 3 以内	【上限】1億円 【下限】30万円

市の補助対象と重なる事業

上記に加え、「(IV) エネルギー需要最適化型」があり、各型との組合せ、又は、単体での使用が可能

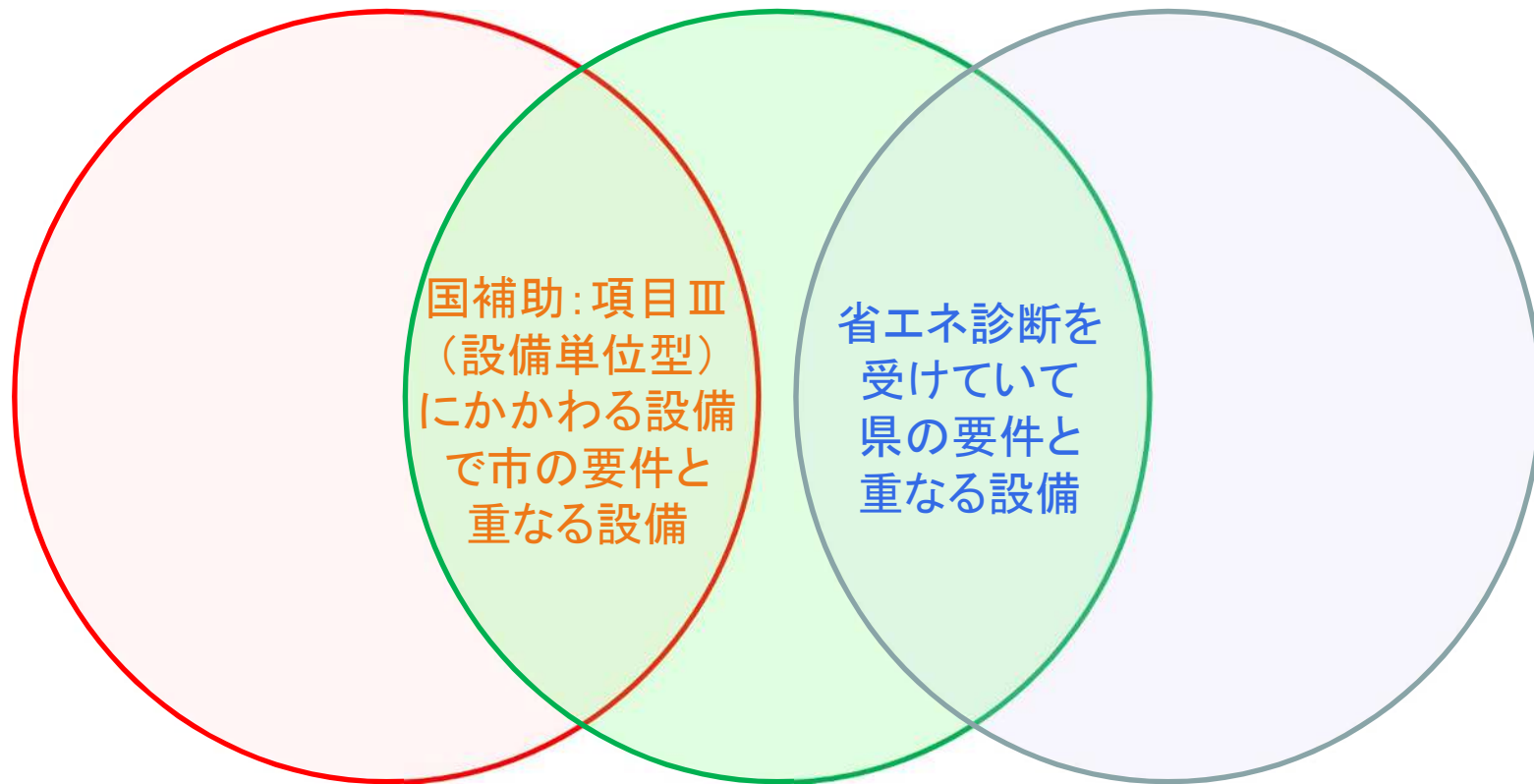
➔ いずれの類型も、複数年の投資計画に対応

補助金の併用

国

市

県



「国」と「市」または、「県」と「市」なら併用可能



その他の企業向け補助金について

令和6年度御前崎市 新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金



紹介ページQRコード

御前崎市では、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進し、地球温暖化の防止および資源の有効活用を図ることを目的として、新エネルギー・省エネルギー機器を設置する方に補助金を交付しています。

■交付対象者

・市民および事業者（法人または個人事業主）
※市内に住所または事業所を有する（所有予定含む）、市税等の滞納がない方



■補助金交付の概要

対象機器	対象者	補助金の額	上限
太陽光発電システム	市民・事業者	太陽電池モジュール（太陽光パネル）の最大出力1kW当たり2万円	8万円
家庭用蓄電池	市民	蓄電容量1kWh当たり2万円	8万円
太陽熱利用システム	市民	1基当たり2万円	2万円
クリーンエネルギー自動車（電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）、超小型モビリティ（ミニカー）	市民・事業者	購入額の10%	10万円

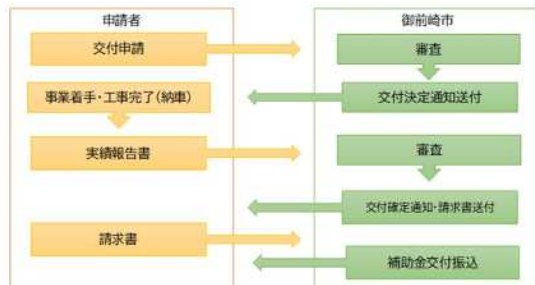
※備考

- ・機器は未使用品（クリーンエネルギー自動車は新車購入の場合）に限ります。
- ・申請者が所有しており（所有予定含む）、居住または事業をおこなっている建物に設置するものに限ります。
- ・対象機器ごとに補助金の交付を受けられるのは1世帯1回限りです。

■申請のながれ

令和7年3月31日までに設置工事（納車）を完了すること。

実績報告書は、事業完了から30日以内または、令和7年4月10日のいずれか早い日までに提出してください。



※交付決定前に工事の実施や車両が納車された場合、補助金の対象外となります。



こちらのQRコードから申請が可能です。ぜひ、ご利用ください。

【お問い合わせ先】
御前崎市役所 エネルギー政策課
TEL: 0537-85-1134

新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金

・交付金額

太陽光発電システムの設置 上限 8万円
(1kW当たり:2万円)

クリーンエネルギー自動車購入 上限10万円
(車両購入額の10%)

・補助対象

御前崎市内に事業所をお持ちで市税等の滞納がない事業者

・対象事業

太陽光発電システムの設置又は、社用のクリーンエネルギー自動車の購入どちらも新規導入に限る

・募集期間

令和6年4月1日 ~

令和7年3月31日までに事業完了が見込まれる日

ご清聴ありがとうございました。

